

八尾市屋外広告物 質疑応答集

令和 3 年 9 月発行

令和 6 年 9 月改定

八尾市

目次

1 申請・届出関係

- 【1－1】 各許可申請及び届出の郵送受付又は電子申請での受付は行っていますか？
- 【1－2】 郵送で申請する際の注意点はありますか？
- 【1－3】 申請書、届出書および委任状の押印は必要ですか？
- 【1－4】 委任状は各申請・届出ごとに必要でしょうか？
- 【1－5】 申請者・管理者・施行者を変更する場合は届出が必要ですか？
- 【1－6】 管理者の委任を受けて直接に管理の事務を行う者は店舗の店長でも可能ですか？
- 【1－7】 管理者の資格要件はありますか？
- 【1－8】 屋外広告物継続申請における施行者の記載は必要ですか？
- 【1－9】 土地・建物等の所有者の承諾は賃貸借契約書等の写しに代えることはできますか？
- 【1－10】 屋外広告物の点検対象となる高さが4 mを超えるものはどの部分になりますか？
- 【1－11】 屋外広告物点検報告書の資格要件を教えてください。
- 【1－12】 屋外広告物点検報告書の点検した日はいつでも可能ですか？
- 【1－13】 屋外広告物を一部撤去した場合の手続きはありますか？
- 【1－14】 広告物の表示をやめ、白面にした場合は何か手続きが必要ですか？
- 【1－15】 高さ4 mを超える既存の屋外広告物を利用し、新たに屋外広告物許可申請を行う場合、通常の新規申請の際に必要な書類の他に必要書類はありますか？
- 【1－16】 許可申請の際に添付する広告物の写真は何か決まりはありますか？
- 【1－17】 許可申請・各種届出書類の必要部数を教えてください。
- 【1－18】 広告物を一部変更する場合の手数料や許可期間を教えてください。

2 広告物の種類

- 【2－1】 鉄道や自動車に掲出しているラッピング等の広告物は屋外広告物の対象となりますか？
- 【2－2】 工事現場の仮囲いに掲出する広告物は屋外広告物の対象となりますか？
- 【2－3】 屋根面に設置する広告物は屋外広告物の対象となりますか？
- 【2－4】 パラペット部分に設置する広告物は壁面広告物か屋上広告物のどちらの扱いとなりますか？

- 【2－5】 コーポレートカラーは屋外広告物の対象となりますか？
- 【2－6】 建物内部から掲出する広告物は屋外広告物の対象となりますか？
- 【2－7】 屋上の塔屋などに外から見えない位置に設置する広告物については屋外広告物の対象となりますか？
- 【2－8】 自己の管理する土地・物件に管理上の必要に基づき表示するものはどのようなものですか？

3 許可基準関係

- 【3－1】 敷地が一般の許可区域と表示制限区域にまたがっている場合は、どちらの基準で考えればいいですか？
- 【3－2】 水路軸制限区域と道路軸制限区域が重なっている部分はどちらの基準で考えればいいですか？
- 【3－3】 表示方法等の制限区域内における表示面積の考え方について教えてください。
- 【3－4】 表示している広告物が区切られている場合の算定方法を教えてください。
- 【3－5】 広告物の面積の算定方法について教えてください。
- 【3－6】 自家用広告物の総表示面積7㎡以内の考え方を教えてください。
- 【3－7】 面積計算の際、小数第何位まで表示が必要ですか？
- 【3－8】 色彩基準の高彩度色使用面積の算定方法に決まりはありますか？

4 屋外広告業特例届出関係

- 【4－1】 業務主任者の資格要件はありますか？
- 【4－2】 屋外広告業の特例届出及び変更届を提出する際、大阪府で屋外広告業の登録した申請書類の写しはどこまで必要ですか？

5 その他

- 【5－1】 許可を取得している屋外広告物について、許可期間満了までに許可の継続案内は送られてきますか？
- 【5－2】 不動産調査で屋外広告物の許可を申請しているか調べていますが、電話で教えてもらうことは可能ですか？
- 【5－3】 屋外広告物の表示制限区域等はどこで確認できますか？

1 申請・届出関係

【1－1】 各許可申請及び届出の郵送受付又は電子申請での受付は行っていますか？

各種申請及び届出の郵送による受付はおこなっています。郵送で申請される際は、下記の郵送先までお願いします。また、届出関係の手続きについては、電子申請での受付も行っておりますので、手続きをされる際は電子申請もご検討ください。

郵送先：〒581-0072 八尾市本町一丁目1番1号 八尾市都市整備部都市政策課 宛

電子申請 URL：<https://lgpos.task-asp.net/cu/272124/ea/residents/portal/home>

【1－2】 郵送で申請する際の注意点はありますか？

副本の返却を郵送でご希望される場合には、必ず返送先をご自身で記入し、切手を貼付した A4 サイズの書類が折らずに入る返信用の封筒（角型 2 号 240mm × 332mm）を忘れず同封してください。また、封筒の使いまわしは誤配送につながりますのでご遠慮ください。

郵送で申請された場合は、郵便物の到着に時間がかかるため、窓口にご持参いただくより返送に日数がかかることがあります。

申請受付日については、送付案内や申請書の申請日ではなく、当課に郵便物が到着した日となります。

訂正、不足書類の連絡はメールでさせていただきますので、送付案内又は申請書の担当者欄にメールアドレスを記載してください。なお、不足書類及び修正した書類は再度郵送していただく必要があります。

不備事項等をご連絡させていただき、一ヶ月以上対応されない場合は、ご連絡の上、一度申請書類を返送させていただく場合がございます。

郵送で申請された場合は、上記注意事項をご了承いただいているものとして、手続きを進めさせていただきます。

【1－3】 申請書、届出書および委任状の押印は必要ですか？

各申請書及び届出書の押印について、令和 3 年 4 月 30 日より押印義務の見直しにより不要となりましたが、委任状については、引き続き押印が必要となりますので、ご注意ください。

ただし、許可申請書の「⑬土地・建物等の所有者の承諾」についても押印は不要となりましたが、所有者と申請者が異なる場合、契約書等の写しの添付が必要となります。添付が困難な場合は別途ご相談ください。

【1－4】 委任状は各申請・届出ごとに必要でしょうか？

許可申請については、申請から工事を完了するまでを一つの申請として扱いますので、委任事項に許可申請から工事の完了届出まで手続きの一切を委任されている場合は、工事完了までに広告物に変更があった際の変更許可申請や工事の完了届出の際には、委任状を省略していただいても結構です。

その他各種届出については、それぞれで手続きが完結することから、都度委任状の添付が必要となります。

【1－5】 申請者・管理者・施行者を変更する場合は届出が必要ですか？

様式第2号の変更届出書が必要となります。継続許可申請の際に変更される場合は、継続許可申請書と同時に届出してください。また、直接の管理者を変更する場合も変更届出書が必要です。

【1－6】 管理者の委任を受けて直接に管理の事務を行う者は当該店舗の店長でも可能ですか？

可能です。記載する際は、店長の氏名も忘れず記載してください。

【1－7】 管理者の資格要件はありますか？

特にありません。

【1－8】 屋外広告物継続申請における施行者の記載は必要ですか？

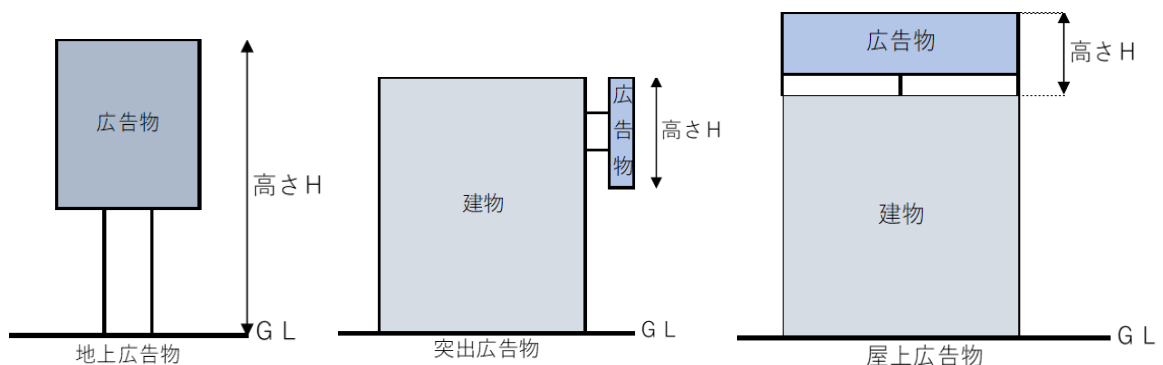
当該継続申請の際に、広告物に追加や意匠等の変更がなければ記載は不要です。

【1－9】 土地・建物等の所有者の承諾は賃貸借契約書等の写しに代えることはできますか？

可能です。その際、申請書に別紙のものに代える旨の記載をしてください。

【1－10】 屋外広告物の点検対象となる高さが4 mを超えるものはどの部分になりますか？

広告物の表示面だけでなく、支柱・照明なども含めた高さになります。具体的な例は下図を参考にしてください。



【1－11】 屋外広告物点検報告書の資格要件を教えてください。

- ①屋外広告士
- ②特殊電気工事資格者（ネオン工事資格者に限る）
- ③屋外広告業の事業者団体が実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者

【1－12】 屋外広告物点検報告書の点検した日はいつでも可能ですか？

点検報告書の提出日より三ヶ月以内に点検したものである必要があります。

【1－13】 屋外広告物を一部撤去した場合の手続きはありますか？

広告物を一部撤去したが、引き続き掲出する広告物がある場合は、次回屋外広告物継続許可申請時に撤去した部分がわかるようにして継続・変更申請してください。また、自家用広告物で広告物を一部撤去したことにより、総表示面積が7㎡以内となる場合は、各種規制が適用除外となりますので、撤去届（様式第9号）を提出してください。その際、撤去せず残る広告物が7㎡未満となることがわかる資料の添付が必要です。

【1－14】 広告物の表示をやめ、白面にした場合は何か手続きが必要ですか？

掲出していた屋外広告物の表示をなくし、板面を白面にした場合でも、屋外広告物は表示する物件に対しても許可申請が必要となることから、引き続き屋外広告物の許可申請は必要となります。表示している広告物と表示している物件を撤去した場合は、許可申請は不要となりますので撤去届を提出してください。

【1－15】 高さ4mを超える既存の屋外広告物を利用し、新たに屋外広告物許可申請を行う場合、通常の新規申請の際に必要な書類の他に必要書類はありますか？

4mを超える既存の広告物を利用する場合は、屋外広告物点検報告書の添付が必要となります。

【1－16】 許可申請の際に添付する広告物の写真は何か決まりはありますか？

添付する写真は原則3ヶ月以内に撮影したものを添付してください。WEB上で公開されている写真や今までの許可申請時に使用した写真は、現状の状態が確認できないため使用不可となります。また、両面に表示がある広告物は両面の写真が必要です。

【1－17】 許可申請・各種届出書類の必要部数を教えてください。

新規・変更・継続許可申請については、正本1部、副本1部が必要となります。また、各種届出については、副本の返送が不要な場合は、正本1部のみの届出でも可能ですが、特例届出関係は副本も必要となります。

【1－18】 屋外広告物を一部変更する場合の手数料や許可期間を教えてください。

許可を得た屋外広告物の意匠等を変更する場合は、変更許可申請が必要となりますが、掲出している屋外広告物のうち、意匠等の変更がないものについては、許可手数料は掛かりません。また、許可期間については、前回許可期間と同じ期間となります。

2 広告物の種類

【2－1】 鉄道や自動車に掲出しているラッピング等の広告物は屋外広告物の対象となりますか？

八尾市屋外広告物条例第10条の規定により、電車、自動車その他移動するものに表示するものは、適用除外としているため、屋外広告物の対象となりません。

【2－2】 工事現場の仮囲いに掲出する広告物は屋外広告物の対象となりますか？

数ヶ月だけの掲出であっても、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に対して表示される広告物となりますので、屋外広告物の規制の対象となります。

【2－3】 屋根面に設置する広告物は屋外広告物の対象となりますか？

屋根面に表示されている広告物は、地上からの視認性はほとんどありませんが、飛行機等上空からは視認することができ、航空は鉄道と同様公共交通機関であることから、公衆に対して表示していると判断し、屋外広告物として取り扱います。

【2－4】 パラペット部分に設置する広告物は壁面広告物か屋上広告物のどちらの扱いとなりますか？

基本的には、壁面広告物として取り扱いますが、パラペット部分の高さ、設置状況等により屋上広告物として取り扱う場合もありますので、別途ご相談ください。

【2－5】 コーポレートカラーは屋外広告物の対象となりますか？

外壁や庇等の色をコーポレートカラーとした場合は、壁面広告物として取り扱うものとし、コーポレートカラー部分全体の面積を表示面積とします。また、コーポレートカラーについては、商標登録されている場合は、基本的に屋外広告物の対象とします。

【2－6】 建物内部から掲出する広告物は屋外広告物の対象となりますか？

建物内部から表示する広告物については、屋外広告物の対象とはなりません。ただし、外部から表示物を出し入れする場合は、屋外広告物の対象となります。

【2－7】 屋上の塔屋などに外から見えない位置に設置する広告物については屋外広告物の対象となりますか？

屋上駐車場から建物内に出入りするため、塔屋等に掲出されている広告物については、基本的に屋上駐車場利用者のみ視認でき、外部から視認できなければ申請の対象外となりますが、設置状況等により申請が必要となる場合がありますので、個別にご相談ください。

【2－8】 自己の管理する土地・物件に管理上の必要に基づき表示するものはどのようなものですか？

企業名・店名・商品名等記載がない案内表示や注意書き等のことであり、これら管理用の広告物については、7 m²以内かつ地上から最上端まで5m以内であれば適用除外となります。

3 許可基準関係

【3－1】 敷地が一般の許可区域と表示制限区域にまたがっている場合は、どちらの基準で考えればいいですか？

敷地内で一般の許可区域と表示制限区域にまたがっている場合は、設置する広告物の位置でそれぞれの区域の基準を適用します。また、設置する広告物自体が区域をまたいでいる場合は、表示制限区域の基準を適用します。

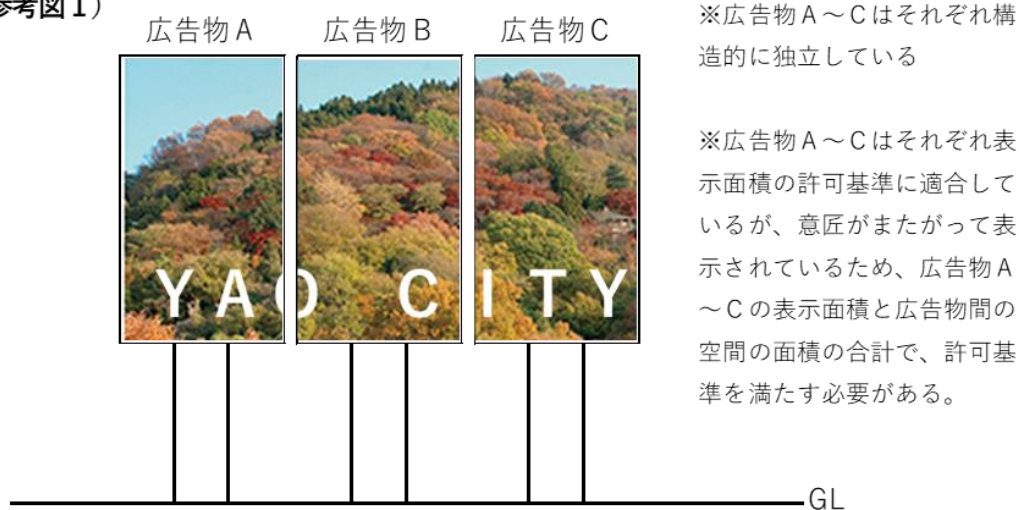
【3－2】 水路軸制限区域と道路軸制限区域が重なっている部分はどちらの基準で考えればいいですか？

基本的に道路軸制限区域の基準を優先します。ただし、水路軸表示制限区域の基準も満たしておくことが望ましいです。

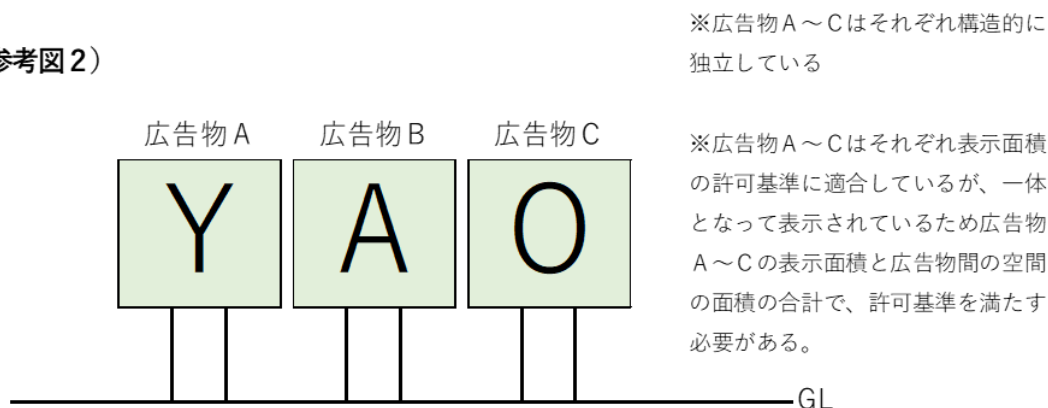
【3－3】 表示方法等の制限区域内における表示面積の考え方について教えてください。

表示面積の制限は、一面当たりの表示が大きくなることを抑える趣旨の制限であり、下図のように複数の広告物にまたがって表示される場合は、広告物全体の表示面積及び広告物間の空間も含めた面積が許可基準に適合する必要があります。また、表示が跨っていないなくても表示内容に連続性や一体性がある場合は、全体で表示面積の許可基準に適合する必要があります。

(参考図1)

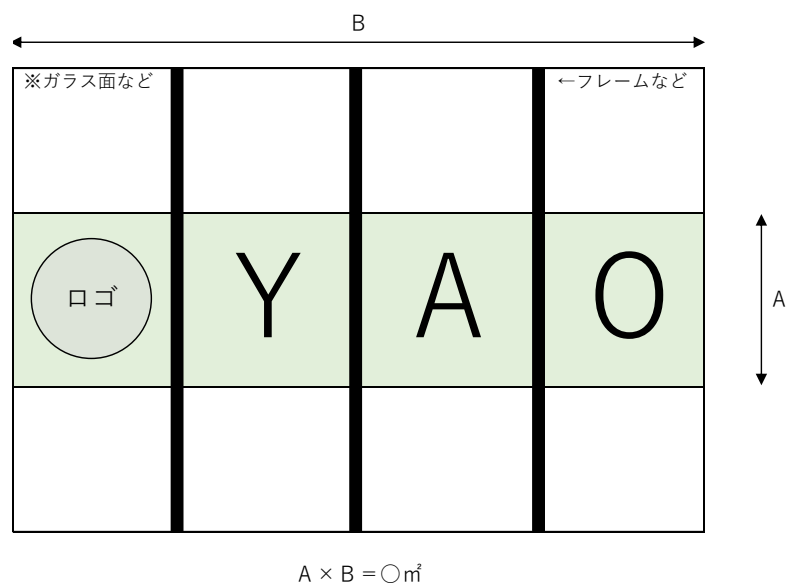


(参考図2)



【3－4】 表示している広告物が区切られている場合の算定方法を教えてください。

下図Aのように、建物のガラス面などに表示する広告物で、窓枠のフレームなどで区切られている場合は、単体では広告物として表示内容が完結していないことから、全体の大きさで表示面積を算定します。ただし、各ガラス面で表示内容が完結しているものは、個別に表示面積を算定する場合があります。

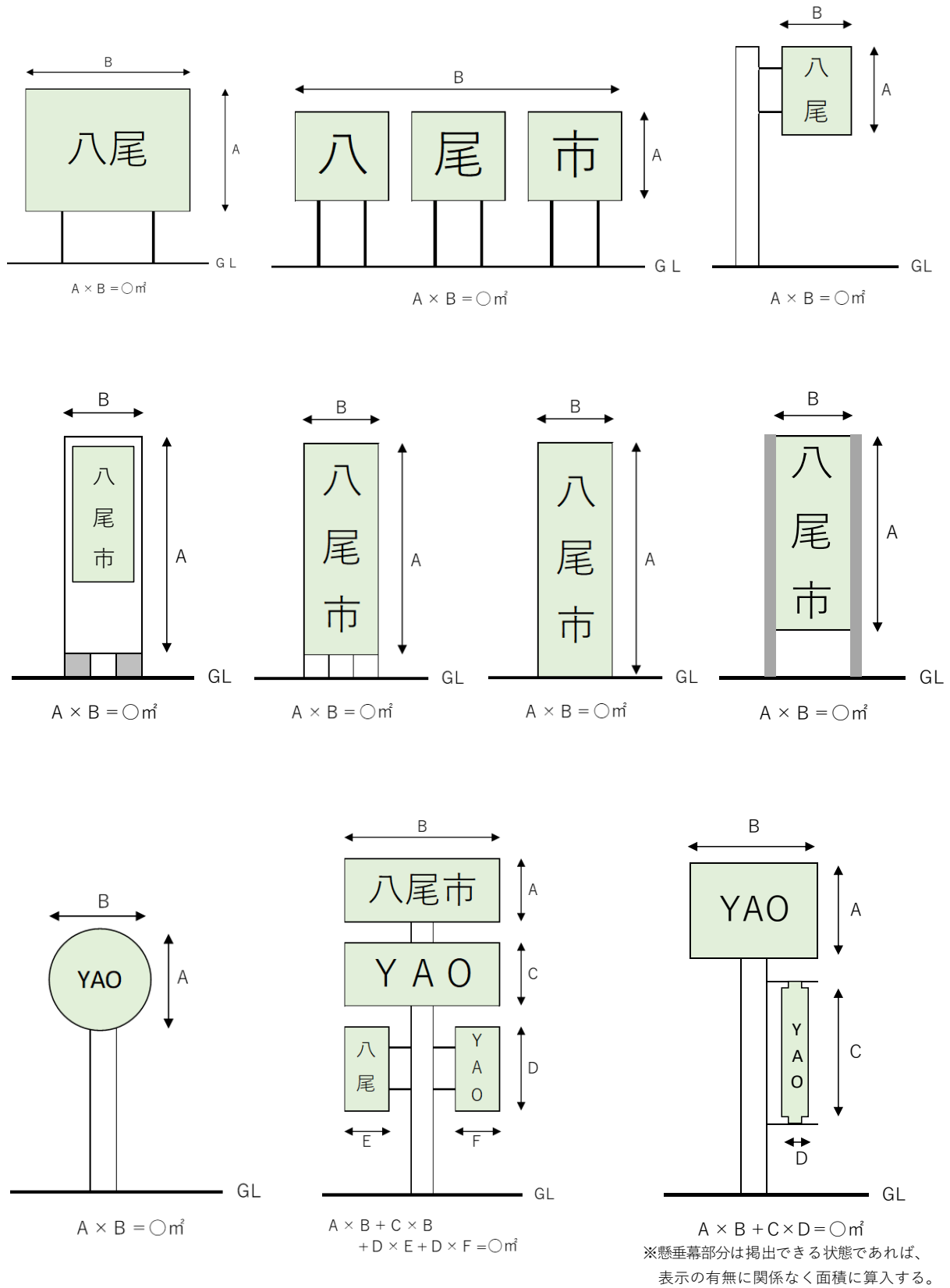


【3－5】 広告物の面積の算定方法について教えてください。

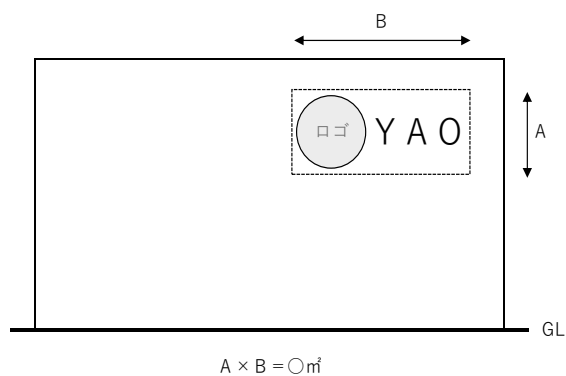
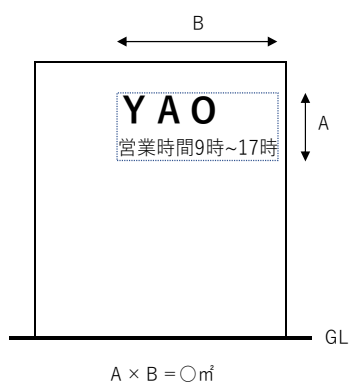
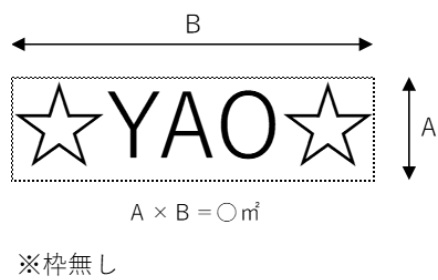
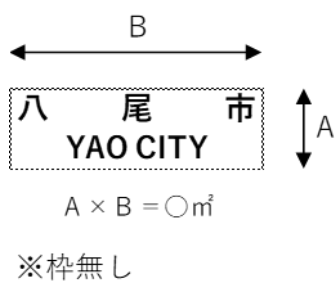
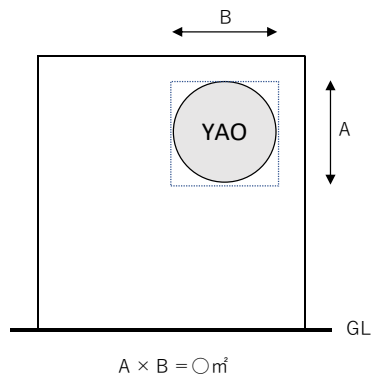
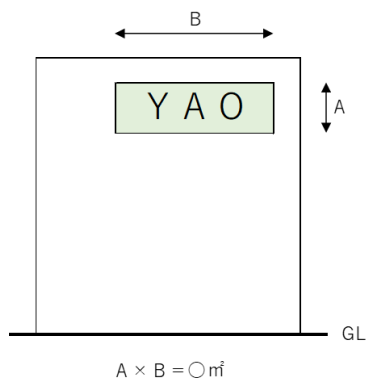
下図に、一般的な地上広告物、壁面広告物、屋上広告物及び突出広告物の表示面積の計算方法について例示します。基本的に面積算定においては、板面のみではなく枠等も含めた寸法で面積を算定します。また、構造上独立している場合でも連続して表示しているものや一体となって内容を表示している場合は空間も含めた全体で表示面積を計算する必要があります。

その他設置方法や構造により個別で判断しているケースもあるため、具体的な計画がある際は別途ご相談ください。

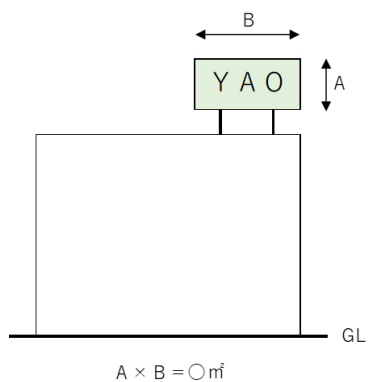
【地上広告物】



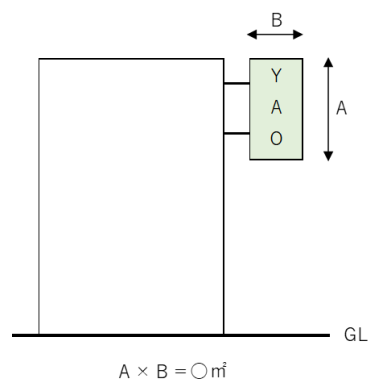
【壁面広告物】



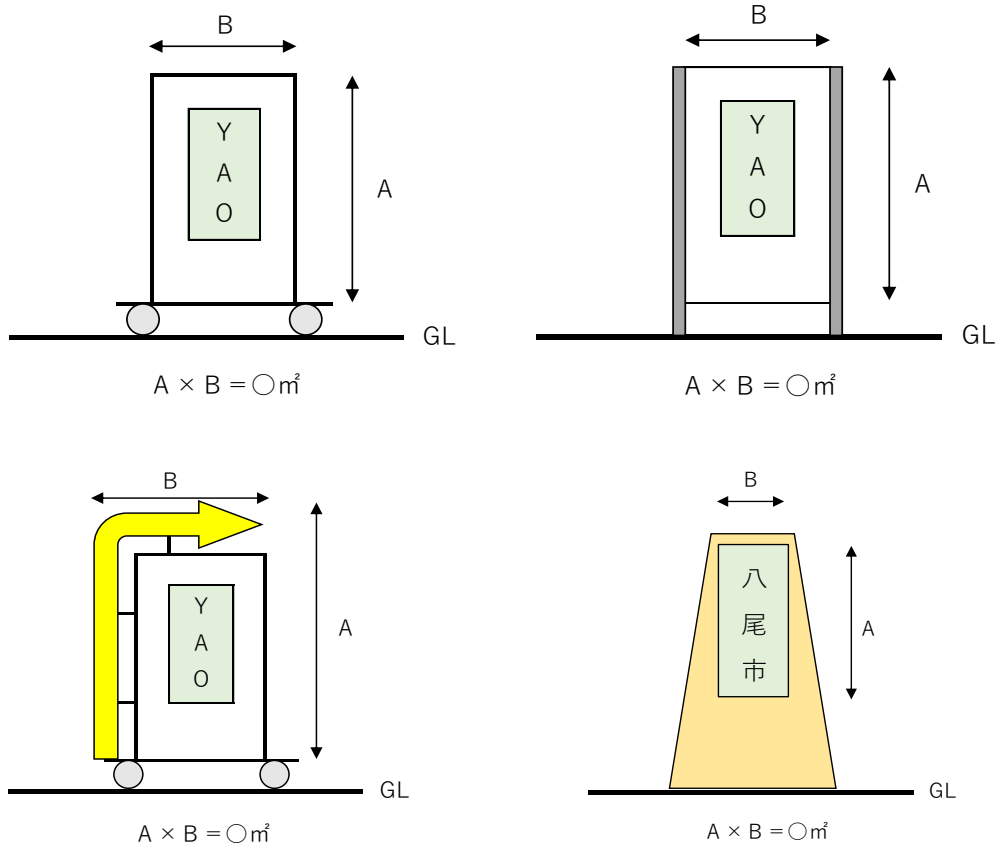
【屋上広告物】



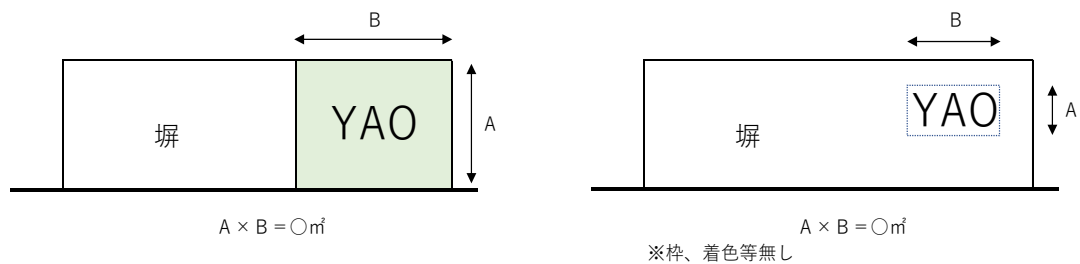
【突出広告物】



【その他広告物】一置き型看板



【その他広告物】一塀等に表示しているもの



【3－6】 自家用広告物の総表示面積7㎡以内の考え方を教えてください。

総表示面積とは、敷地内のすべての広告物の表示面積の合計のことであり、その面積の合計が7㎡以内であれば、各種規制の適用が除外となります。

【3－7】 面積計算の際、小数第何位まで表示が必要ですか？

表示面積の計算の際、広告物の寸法は全桁を表示して計算することを基本とし、計算結果は小数点第三位を四捨五入してください。

例：縦 3.855m × 横 2.085m = 8.037675㎡ → 8.04㎡

【3－8】 色彩基準の高彩度色使用面積の算定方法に決まりはありますか？

表示制限区域内では、色彩基準における高彩度色の使用面積の算定には、CAD 算定やピクセルでの算定は認めていません。使用面積を算定する際は、高彩度色部分を四角で囲い面積を算定してください。また、ドットで細かく面積を算定する方法は認めております。

4 屋外広告業特例届関係

【4－1】 業務主任者の資格要件はありますか？

- ①登録試験機関の行う試験に合格した者（屋外広告士を含む）
- ②都道府県や政令指定都市、中核市が行う講習会の過程を修了した者
- ③広告美術仕上げに関する準則訓練修了者、職業訓練指導員免許取得者、技能検定合格者

【4－2】 屋外広告業の特例届出及び変更届を提出する際、大阪府で屋外広告業の登録した申請書類の写しはどこまで必要ですか？

大阪府に提出した際の登録申請書の第一面及び第二面を添付していただく必要があります。略歴書や住民票等の写しの添付は不要です。

5 その他

【5－1】 許可を取得している屋外広告物について、許可期間満了までに許可の継続案内は送られてきますか？

許可期間満了月のおおよそ3ヶ月前に継続の申請について案内文書の送付を行っています。

【5－2】 不動産調査等で屋外広告物の許可を申請しているか調べていますが、電話で教えていただくことは可能ですか？

許可の有無等については、電話での問い合わせにお答えすることはできません。広告物の所有者及び土地建物等の所有者本人が窓口に来ていただいた際に、許可状況（許可日及び許可番号のみ）についてお伝えすることは可能です。また、代理者が委任状を持参し本人確認をした上で、お伝えすることも可能です。

【5－3】 屋外広告物の表示制限区域等はどこで確認できますか？

市ホームページの「屋外広告物条例の規制区域」より確認できます。詳細は下記URLよりご確認ください。

URL： https://www.city.yao.osaka.jp/soshiki/9-8-0-0-0_20.html

【屋外広告物関係ホームページ】

○屋外広告物の各種申請方法等について

URL : <https://www.city.yao.osaka.jp/0000068947.html>



○屋外広告物の申請書等

URL : <https://www.city.yao.osaka.jp/0000041622.html>



○屋外広告物条例の規制区域

URL : <https://www.city.yao.osaka.jp/0000043818.html>



○屋外広告物ガイドライン

URL : <https://www.city.yao.osaka.jp/0000043754.html>



八尾市屋外広告物質疑応答集

令和３年９月発行 令和６年９月改定

編集・発行 八尾市都市整備部都市政策課 刊行物番号 R３－９７

住所：〒581-0003 大阪府八尾市本町 1-1-1

TEL：072-924-3850 FAX：072-924-0207 E-mail:toshiseisaku@city.yao.lg.jp

八尾市ホームページ：http://www.city.yao.osaka.jp/